

■ 4つの「経営理念」

- ① 私たちは納税者の権利を守り中小企業と国民を大事にする税制をめざします。
- ② 私たちは中小企業のよい会社づくりを通してお客様の満足を追求します。
- ③ 私たちは身近でかけがえのないコンサルタントをめざします。
- ④ 私たちはお互いに成長し、豊かさを創造する職場づくりをめざします。

第一経理ニュース

■ 三〇条の言い分 …………… 1	■ 事業部紹介 …………… 6
■ <small>PICK UP</small> 会社訪問インタビュー …………… 2	■ 保険ワンポイント …………… 6
■ 税務ステーション …………… 4	■ 私の〇〇 …………… 7
■ 税制改正大綱を斬る …………… 5	■ 業種別景況分析 …………… 7
	■ INFORMATION …………… 8



撮影者:埼玉事務所職員 樹

コロナ禍のもと、どうしても感染者数やワクチンの話が目が向いてしまいます。その中で、1月22日、ついに核兵器禁止条約が発効。今年最初のうれしいニュースでした。広島・長崎に原爆が投下されてから75年、被爆者や市民の長年の活動が結実。これにより、核兵器廃絶に向けて新たなスタートが切られました。唯一の被爆国、日本がどう動くか世界が注目しています。

2016年1月から導入されたマイナンバー制度は今年6年目になります。1月現在、マイナンバーカードの普及率は24.6%とのこと。2000億円の予算でマイナポイント5千円により普及を図ろうとしています。国民は簡単に動きそうありません。そんな中で、マイナンバーカードの保険証利用が今年3月から始まります。もちろん保険証は今まで通り使えますが、ゆくゆくは保険証をなくしてカードの普及を図るという腹づもりはみえみえです。厚生労働省は、カードは持ち歩いても大丈夫、安全と宣伝していますが、番号の取扱いは要注意だったはず。「カードは持たない、使わない、使わせない」筆者の決意です。

(紫)

東北初！ 『地中熱』を利活用した 『完全ゼロエネルギー』新社屋



『再生可能エネルギー先駆けの地』を目指す福島県において、環境省や経済産業省（産業技術総合研究所）及び郡山市と連携し、そして民間事業所としては東北で初めて「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の認証を取得し、完全 ZEB を達成した念願の新社屋を完成させた新協地水株式会社。『土と水のコンサルタント』としての長年の経験と実績をふまえ、東日本大震災以降、再生可能エネルギーのうちいち早く『地中熱』の研究と実験、そして活用を重ねてきた同社に、これまでの取り組みの経緯と今後の展望についてお話を伺いました。

事業

「地盤と水のコンサルタント」として、地盤調査や鋼管杭によって住環境の安全と安心を提供し、生活や生産に欠かせない水源開発に寄与し、防災・減災そして地球環境の保全に貢献してきました。また、脱・炭素への取り組みとして地中熱利用を促進するための事業を展開しています。この度、今までの取り組みを活用し、『完全 ZEB』を達成した新社屋を完成させました。

ZEB とは

『ZEB』とは、「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：ZEB）」のことです。再生可能エネルギー利用を含む省エネ技術・創エネ技術を採用し、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費

する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物をいいます。

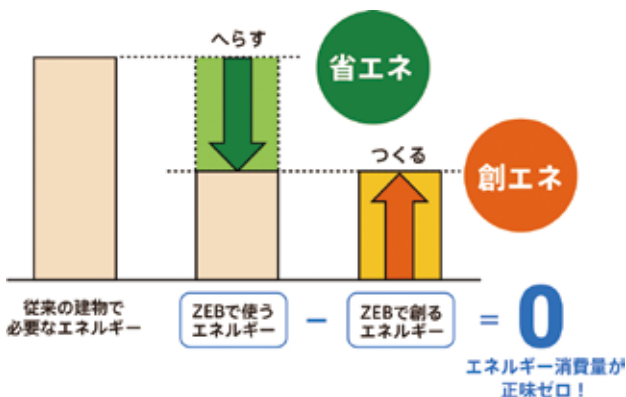
弊社は、省エネ技術でエネルギー 52%削減、創エネ技術と合わせてエネルギー 103%を削減し、民間では東北初となる、また地中熱利用設備を導入した ZEB 化建築物としては、全国 4 例目となる『完全 ZEB』を達成することができました。

省エネ技術では断熱性や遮炎性、遮熱性、遮音性などの効果のある CLT 材を全面に使用し、また冷暖房設備として地中熱ヒートポンプシステム・高効率空気熱ヒートポンプを採用しました。創エネでは、太陽光発電・蓄電池を採用しています。

ZEB を目指したきっかけ

創立 45 周年を機に新社屋の建設を構想し、3 年前から候補地選定を含め準備を開始しました。新社屋候補地として決めた郡山西部第一工業団地は、「誘致企業を再生可能エネルギー関連に特化した企業とする」という条件がありました。

福島県の再生可能エネルギーへの取り組みをうけ、弊社ではすでに再生可能エネルギーである『地中熱』利用の研究を始めておりました。そこで、『地中熱利用技術を研究・開発し利用促進を図る』ことを全社方針として決定し、本格的な研究開発施設を併設した新社屋の建設に着手しました。





外景(夕方)



屋根には太陽光パネル

ZEB 化にともなう苦勞

実は当初から完全 ZEB を目指して進めた計画ではありませんでした。ZEB プランナーをはじめ工事関係者から様々な提案があり、少しずつ ZEB 化率がアップしていきました。それと同時に工事費も比例して少しずつアップ!どの段階で妥協するかという時に、ZEB プランナーから、環境省で完全 ZEB 化するための設備の 2/3 を補助する制度があることを知らされました。これ幸いと、この補助事業に応募することを役員会で決定し、推し進めることにしました。ですが、この補助金の応募の条件として「自治体との避難所協定締結」が絶対条件でした。

令和元年9月、とにかく初めての取り組みには積極的でない行政担当者との交渉が始まりました。何度訪問しても話を聞いてもらえない、そうした事例がないとする担当者との交渉は全く出口が見えず、暗闇へと落とされる感覚でした。その間も工事は進み、着々と設備が完成していきました。新社屋建設の多額の負担を次の世代に負わせるわけにはいかないと、創業者である顧問と二人で市役所詣が始まりました。

大きな転機は、甚大な被害をもたらした2019年10月の台風19号と2020年初めから蔓延し始めた新型コロナウイルス感染拡大です。国は避難所の過密状態を避けるため、有事の際に指定避難所以外の避難所を開設するよう自治体に通知をしました。ここから「避難所協定締結」が大きく動き出しました。

今度は市の担当者から協定内容を早急に詰めるよう指示、この機を逃してはと担当者のもとに日参し、遂に協定を締結することができました。

これで、完全 ZEB 化した本社・再生可能エネルギー研究開発施設が完成し、工事予算についてもほぼ計



全面 CLT 材の内装

画通りとなりましたが、正直なところ、もしこの補助金がなければ ZEB 化自体が危うくなっていたかもしれません。

今後の展望

新社屋において、省エネ・再エネの効果検証や課題分析を行い、各省庁や地元郡山市と連携し、再生可能エネルギーの普及促進を積極的に進めていきます。

年間を通して水温が安定している地下水を地中熱として利活用する事例として、融雪・建物の冷暖房・給湯・農業ハウス・温水プール等があげられます。今後は、公官庁施設や農業施設等での『地中熱』を利活用した設備の導入を提案し、【事業】として展開をしていきます。

なお、本施設周辺は、再生可能エネルギー利用の技術開発を推進する施設が開設されています。これら施設を結ぶ環境学習コースのようなツアーが企画されることで、生徒・学生・市民への環境教育の場として本施設が活用できるのではと考えております。

本社屋では随時見学を受け付けております。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

(新井裕司)

写真撮影／(株)スタジオスナップス

令和2年度の確定申告について

税務 STATION

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

令和2年分の所得税については、各種の所得控除が見直される改正が行われました。改正の詳細につきましては、第一経理ニュース11月号4頁「年末調整令和2年の留意点」をご覧ください。今回は、新型コロナウイルスの影響による確定申告での留意点をご説明します。

給付金について

令和2年については、新型コロナウイルスの影響により国や自治体から様々な給付金が支給されました。持続化給付金・家賃支援給付金・東京都感染拡大防止協力金など、これらの給付金は所得として申告する必要があります。申告漏れにご注意ください。ただし、特別定額給付金については非課税とされていますので申告の必要はありません。

医療費控除

令和2年はたくさんのマスクを購入されたかと思います。では、マスクの購入は医療費控除の対象になるのでしょうか。医療費控除の対象は、①医師等による診療や治療のために支払った費用②治療や療養に必要な医薬品の購入費用とされています。マスクは、①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象なりません。

ところでPCR検査を受けられた方もいるのではないのでしょうか。医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。一方、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象なりません。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化

住宅ローン控除は一定期日までに入居することが要件となっています。新型コロナウイルスの影響による住宅建設の遅延等によって入居が遅れた場合でも、一定要件を満たす場合には、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう見直されております。

消費税の課税選択の変更に係る特例・簡易課税制度の適用に関する特例

新型コロナウイルスの影響により収入が著しく減少した事業者が、税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更が認められる場合があります。

また、新型コロナウイルスの影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができる場合があります。

猶予制度

一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度があります。ただし、原則延滞税が課されます。

各制度の詳細につきましては、第一経理担当者に御質問ください。

税制改正大綱を斬る

税理士 長谷川元彦

2021年（令和3年）度の税制改正の特徴は、コロナ対策、CO₂削減、DX（デジタルトランスフォーメーション）の3つに整理することができる。一昨年の消費税引上げ以降の消費不況にコロナが加わり、出口の見えない不安の中に国民はいる。それに対して、消費税引下げ以外の「減税」政策を並べている。増税なのは、短期退職金と教育費の贈与の見直しくらいである。概要は、表を参照していただきたい。

消費税インボイスの導入はそのまま進める

今年の10月から消費税の適格請求書（インボイス）発行事業者の登録が開始される。大綱の本文には入っていないが、「与党税調の基本的考え方」に、「転嫁対策特別措置法」が令和3年3月末で終了することが書かれている。消費税は、税法本文では「転嫁」を一切書いていない「転嫁」をまがりなりに書いてきたのがこの法律であった。つまり、インボイスの発行ができない事業者は、請求書等に「消費税」という言葉が使えなくなるということである。インボイスの実施は2年後になるが、免税事業者に対する負担増加が避けられない。日本商工会議所・日本税理士会連合会なども、インボイス導入の見直しを提言している。

中小企業は、減らすのではなく、増やす政策を

日本経済を活性化するために必要な中小企業政策は何か？という問題に対して、大綱では「経営資源の集約化」という言葉を使っている。つまり、中小企業を減らすことが必要だとしているのである。この20年間中小企業が減り続けているため、地域経済が衰退し、少子化に歯止めがかからない。多様性が叫ばれる時代の中で、新しい事業を全国で立ち上げる中小企業を増やす政策こそ、日本経済活性化のために必要ではないだろうか。

カジノはインバウンドに本当に必要か

与党税調大綱の基本的な考え方の中に「非居住者のカジノ所得非課税」ということが書かれている。居住者に対しては、今と同じ一時所得課税である。カジノが具体化していないので、来年以降の税制改正へ送られたようであるが、どうしてもカジノを作りたいようである。コロナ禍で実施されたアンケートで訪れたい国の中で1位になったという。カジノがなくても、インバウンドは増加した。自然・文化が魅力なのだと思う。なんでカジノに執着するのか。（注、公益財団法人日本交通公社2020年8月）

2021年(令和3年)度、税制改正大綱概要

個人所得課税

- ・住宅ローン控除の拡充 令和2年10月から令和3年9月新築取得について、面積制限を50㎡から40㎡に引き下げ（ただし適用されるのは所得1千万円以下の年に限る）
- ・短期退職手当金等に対して課税強化 勤続5年以下の場合、退職所得控除後の金額が300万円を超える部分は1/2課税を行わない

資産課税

- ・住宅取得等資金贈与の非課税措置1500万円 令和3年末まで据置
- ・教育、子育て資金贈与の見直し 孫への贈

与残高、相続税2割加算に

法人課税

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）促進税制・様々な投資減税
- ・CO₂削減税制・様々な減税措置
- ・雇用促進、所得拡大税制の緩和
- ・M&A促進税制

納税環境整備

- ・押印の原則廃止（実印が必要なもの以外を廃止する）令和3年4月1日以降
- ・デジタル化の促進（電子帳簿要件の緩和）

グループ法人・事業部紹介

司法書士法人 第一法務

TEL 池袋 03-5949-2921 埼玉 048-829-0100



司法書士法人第一法務は、平成18年4月、世の中で「コンプライアンス（法令遵守）」が重視され、中小企業においても様々な法的リスクへの対応が必要となり、また、中小企業にも大きな影響を与えた会社法の全面改正を控えている中、第一経理グループの税務会計以外の初めての専門士業法人として設立され、平成23年3月には浦和に埼玉支店を設置し、おかげさまで今年で16年目を迎えることができます。

現在、司法書士登録者として古川・後藤・大槻の3名、司法書士試験合格者（有資格未登録者）として2名（神本・松本）、アシスタントスタッフとして4名（相馬・内池・田中・関田）の9名で業務を行っております。

司法書士法人第一法務は、第一経理の経営理念のもとに、登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家

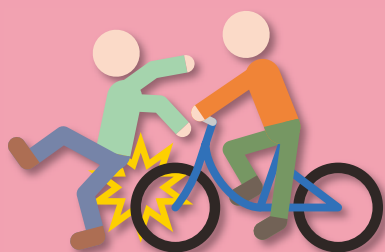
集団として、中小企業の経営をサポートすることを使命とし、お客様の創業から発展、事業の承継、そして廃業までの会社登記手続きや不動産登記手続きの代行、定款・議事録・契約書等の各種法的書類の整備、紛争の予防や解決のアドバイスなど、企業法務支援に積極的に取り組んでまいりました。

最近には特に、円滑な相続や事業承継を実現するための対策に力を入れており、遺言書の作成、種類株式や属人的株式の導入、家族信託契約など、お客様ごとに最適な方法の提案をしております。

所員一同、お客様にとって身近な法律家として、これからもますますお役に立ちたいと思っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

（文：後藤悟）

保険 ワンポイント ～自転車事故編～



お問合せはFP事業部まで
03-6844-0952

ここ数年で自転車保険（個人賠償責任保険）が加入義務化となり、加入される方が増えました。

しかし、自転車による事故の全てが個人賠償責任保険の補償範囲とはなりません。事故の状況により個人賠償ではなく、施設の管理や仕事の遂行に起因する事故を補償する**施設賠償責任保険**が適用されます。

- ケース1 買い物途中など私用での事故
→日常生活における事故は**個人賠償責任保険**
- ケース2 業務の一環で自転車を運転中に発生した賠償事故
→会社で加入する**施設賠償責任保険**
- ケース3 通勤途中での事故
→通勤途上は通常会社の指揮命令下になく、業務遂行中に該当しないため、**個人賠償責任保険**

業務遂行に直接起因していると判断される場合は、**個人賠償責任保険では支払対象外**となります。

業務の一環で自転車を使用する場合、施設賠償責任保険への加入が必要となりますのでお忘れなく！



～私の好きな料理～

第一法務
かみもと けんや
神本 兼亦

こんにちは。昨年の3月に入社致しました第一法務の神本兼亦です。今回は私の好きな料理についてお話をさせていただきます。

私はお酒が大好きなのですが、週末はついつい調子に乗ってしまい、翌日には顔がぼんぼんに浮腫んでしまうことがあります。そんな日は更に大好きな激辛料理を食べに行き、汗で体内の水分を排出するという治療(?)を行うことにしております。嘘のように二日酔いがすっきり治りますので、お酒をよく嗜む方には強くお勧め致します。写真は先日、池袋西口にあります四川料理屋・知音食堂さんで食事した際のものでした。真冬日でしたが、滝のような汗がかけて大満足でした。

激辛界限にもコロナの影響は如実に出ておりま



して、毎年夏から秋にかけて新宿区の大久保公園で開催されていた「激辛グルメ祭り」というイベントも昨年は見送られてしまいました。今年、晴れて開催されることになりましたら、「昨年の分を取り戻すべく2倍は食べてやろう」と既に食い意地を張り始めている今日この頃です。

今月の
[8月決算法人]

業種別景況分析

伸び率			業種区分	件数	黒字件数割合	
売上高	人件費	銀行借入金残高			当期	前期
-5%	0.3%	13%	製造業	12件	67%	92%
-4%	2%	20%	建設業	44件	68%	73%
-11%	-0.5%	15%	不動産業	12件	50%	67%
-11%	-3%	2%	卸売・小売業	17件	41%	65%
-29%	-3%	217%	飲食業	2件	50%	50%
-11%	-6%	346%	医療・福祉業	8件	25%	63%
-3%	-3%	31%	サービス業&その他業種	23件	70%	91%
-7%	-0.4%	19%	全業種合計	118件	59%	75%

今月のコメント

- ◆ 今月もコロナ禍での現状を表した結果となりました。全体的に売上高伸び率はマイナス、黒字件数割合は前年割れとなっています。
- ◆ 飲食業、医療・福祉業の銀行借入金伸び率の増加割合は急激に増加しています。

【算出方法】

- ・前期データを100とし、伸び率を算出しています。
- ・売上高と人件費は1社ごとの各伸び率を算出し、サンプル数で平均しています。実態をより正確に反映させるため、イレギュラーな事象によって異常値が出た数値及びサンプルは集計から除外しています。
- ・銀行借入金残高は業種の傾向をより正確に反映させるため、それぞれの全社分を合計し、そこから増減率を計算しています。
- ・対象となるサンプルは前期・当期両方の数値があるもののみを採用しています。
- ・製造業、建設業、不動産業、卸売・小売業、飲食業、医療・福祉業以外の業種はサービス業&その他業種に集約しています。

▶ 次号は9月決算法人の分析です

INFORMATION

DDK DDKコーナー

▶DDKETCカードのご案内

高速道路利用にあたって、UCカードと提携した法人専用ETCカード（高速利用限定）をお薦めします。①カードごとの月高速利用額に対し割引、②車両名義を問わない、等のメリットがあります。

▶労働保険事務組合のご利用を

事業主に代わり様々な事務（従業員の入社・退社の手続き、労働保険料の計算・申告・納付）をお引き受けします。事務組合を利用すると①社長も労災保険に加入できる（特別加入制度）、②保険料を3回に分けて納める

ことができるなどのメリットがあります。

▶小規模共済ご加入のおすすめ

小規模企業の役員の方の皆さんの退職金制度です。掛金は全額課税対象所得から控除、共済金の受取は一時払、分割払又は一時払と分割払の併用から選択できるなどの特色があります。

▶経営セーフティ共済ご加入を

経営セーフティ共済とは、取引先に不測の事態が生じた際に、掛金総額の10倍の範囲内で、無担保・無保証人・無利子の貸付が受けられる制度です。掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

●お申込み・問い合わせは ☎03 (3980) 8298

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医療従事者の皆様に感謝申し上げます。

当グループでは昨年より在宅勤務や時差出勤など導入し、継続的に感染拡大防止に努めてまいりました。1月7日に政府の緊急事態宣言の発表を受けて、緊急事態宣言期間中の中、シフト制勤務（交代による出勤・在宅勤務）やお客様への訪問の一部自粛等の措置を行い、より一層の感染防止に努めております。そのため、お客様にはご不便をおかけして申し訳ございませんが、いち早い収束に向けて、何卒ご理解ご協力賜りたくお願い申し上げます。

なお、お客様におかれましては、新型コロナの影響により、売上の減少、社員とご家族の健康と安全の確保、資金繰り対策など大変なご苦勞をされることと存じます。私たちは、感染予防対策を講じながら、皆様のためにでき得る最大限を追求していく所存です。

何かお困りごとやご相談などございましたら、お気軽に担当者までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年2月

第一経理グループ 代表 齋藤正広

一・一會コーナー

一・一會年会費（納入のお願い）

本年度（2020年10月～2021年9月）の一・一會年会費納入のお知らせを昨年12月に郵送させていただきました。

一・一會年会費は、定例一・一會のご案内の発送など事務連絡費として年間3,000円の納入をお願いしております。

同封の振込票またはご案内文に記載されております銀行口座にてご納入くださいますようお願い申し上げます。

既に、納入いただいております皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

新入社員の紹介



じょうじま やすひろ
城島 康宏
2月1日入社
(池袋本店)

よろしく
お願いいたします

放言三昧

2021年1月、第97回箱根駅伝が開催されました。今回の箱根駅伝を取り上げたニュースを見て、強く印象に残った選手がいます。青山学院大学主将の神林選手です。

4年生の神林選手はこの箱根駅伝で引退を決めていましたが、大会直前で疲労骨折のため欠場となってしまったのです。神林選手はインタビューで「10年間で1度も疲労骨折はなかったですし、『なんでよりによって今なんだ。なんで自分なんだ。』とは思いました。」

とその時の気持ちを吐露していましたが、チームのサポートに徹したいと、大会当日給水役を務め、その30mの距離が選手としてのラストランとなったのです。その時の神林選手の気持ちは計り知れません。伴走している姿が放映された時は心を打たれました。

このコロナ禍での新しい生活様式に、「なんでこんなことに・・・」と思ってしまうこともありました。しかしコロナ禍の今だからこそ取り組める仕事や、生活を楽しむ方法を見つけるチャンスだと改めて感じる事ができました。
(粒)